



鳥総第10075号  
平成28年11月30日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団ちっごの会  
代表 蔦川 正義 様

鳥栖市長 橋 本 康 志



「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団ちっごの会質問書に対する回答について

平成28年11月17日付けで提出がありました質問について、別紙のとおり回答します。

## 1. 情報収集・伝達について

原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、事故に関する情報を収集し、市民に対しその情報を伝達することは必要不可欠であると思います。そこで情報収集・伝達についてお教えてください。

①鳥栖市では具体的にどのような情報を収集することにはしていますか。そのなかに放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

②仮に放射線の拡散予測に関する情報を収集しない場合、鳥栖市独自に放射線の拡散予測を行う予定ですか。

③市民に対しては具体的にどのような情報を広報しますか。そのなかにはモニタリングポストの情報や放射線の拡散予測に関する情報は含まれていますか。

④市民に対する広報の方法として具体的にはどのような方法を想定していますか。聴覚障害者や視覚障害者に対してはどのような方法を想定していますか。

①原子力発電所で大規模な事故が発生した場合、本市では事故の規模、範囲、被害の程度などに関する情報を県や九州電力など関係機関から入手することになります。また、原子力発電所から30キロ圏内で避難勧告・指示等の対象となった地域の住民の受け入れのための避難所の設置等に関する情報収集を行うことになります。

放射線の拡散予測に関しては、福島事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとし、SPEEDIを防護措置の判断には使用しないこととされているため、含んでいません。

②原子力規制委員会の見解として「予測に基づき報告を示唆して避難することの弊害」によると、「原子力災害発生時に、予測に基づいて特定のプルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることになる。」とされており、市独自で拡散予測を行う予定はありません。

③市民に対しては①で挙げた情報以外にも、佐賀県が平時より本市庁舎玄関にモニタリングポストを設置して、日頃より放射線量を測定しており、その数値は誰でも見ることができるようになっています。その他にも、本市にある佐賀県総合庁舎にもモニタリングポストが設置してあり、測定結果は県のホームページで公開されています。

④防災無線、メール配信、広報車による広報、ホームページなどを利用して周知することになります。聴覚障害者や視覚障害者に対しては、その障害にあった対応をするように想定しています。

## 2. 鳥栖市外からの避難者の受入について

原子力発電所で事故が発生した場合、鳥栖市以外の住民が鳥栖市に避難してくることが考えられます。そこで、鳥栖市外からの避難者の受入についてお教え下さい。

- ①避難者は最大で何人になると想定していますか。また、その人数はどのような根拠に基づいて計算していますか。
- ②避難者のための水及び食料は、何人分を、何日分確保していますか。また、毛布等の寝具は何人分準備していますか。
- ③避難者はどのような方法で避難してくると想定していますか。特に、自家用車での避難は何台を想定していますか。避難に用いた自家用車の駐車スペースは何台分確保していますか。
- ④避難者が放射性物質に汚染されているかのスクリーニング検査を実施することは予定していますか。予定している場合、検査機器としては、何を、どこに、何台備えていますか。また、予測される最大の人数が避難してきた場合、スクリーニング検査にはどれほどの時間がかかると想定していますか。
- ⑤避難者の中に、入院加療中の方等、医療施設への受入れが必要な方について、受入れ可能な医療施設は、準備していますか。準備している場合、その概要をお教えください。また、想定していない場合は、どう対応することになるのですか。

①避難に関しては、どこに避難するかを県と避難元の市町で決められており、鳥栖市へは唐津市浜玉地区等から約10,000人が市民体育館などの避難所に避難するよう県の方で計画されています。

②水及び食料、毛布は、基本的には県または避難元で確保されるものと考えます。しかし、緊急時でもありますので、県や避難元だけで調達できない不足分につきましては本市と民間企業との協定を活用した調達や、周辺自治体からの支援により準備されることとなります。

③④ スクリーニング検査等避難に関しては、県の防災計画に基づいて実施されるものと考えています。

⑤県地域防災計画において、原子力発電所から30キロ圏内の医療機関等において避難計画を策定することとされており、平成26年度に全ての施設について避難先が決まり、避難計画が策定されています。

### 3. 鳥栖市民の避難等について

放射性物質の拡散状況によっては、鳥栖市民が避難等しなければならない事態も考えられます。そこで、鳥栖市民が避難等する場合について教えてください。

①国や鳥栖市が、鳥栖市民に避難の指示等をする場合、具体的な避難先、避難に用いる交通手段、避難経路等はどうのように想定していますか。避難手段として、何を、何人分確保していますか。また、高齢者や障害者など、避難にあたって支援が必要な方は何人と想定していますか。それらの方の避難手段として、何を何人分確保していますか。

②国や鳥栖市の指示等がない場合に、鳥栖市民が避難行動をとることは想定していますか。その場合、市民の間に混乱が発生することが予想されますが、具体的にどのような対応を行いますか。

③先の熊本地震ではたくさんの倒壊家屋やそのおそれのある建物が発生しました。そのような事態を受け、本年10月20日付西日本新聞では、地震などと原発事故が重なる複合災害の場合、屋内退避の安全性に疑問が残る旨の記事が取り上げられています。鳥栖市では、地震による家屋倒壊などで屋内退避ができなくなる場合を想定していますか。屋内退避ができない場合、どのような手段で市民の安全を確保しますか。

① 県では、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要となる等、避難計画に定める避難先以外に避難する必要がある場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外避難などが定められており、基本的に国・県の方針に従って決定するものと考えます。

② 事故の規模、被害の状況や本市の災害応急対策の実施状況などの情報発信を行っていくことになると考えます。

③ 熊本地震を受けて国の基本計画、県の地域防災計画等の検討状況を踏まえた上で、適切な対応を行ってまいりたいと考えています。

#### 4. 飲料水、飲食物の摂取制限等について

飲料水、飲食物の摂取制限等の措置をとる場合、市民等への応急給水等の措置が必要となると思います。そこで、そのような場合における応急給水等の措置についてお教え下さい。

①応急給水等の措置として具体的にどのような計画を想定していますか。例えば、給水車は何台確保してあり、どこで給水を行いますか。当該措置のための食料は何食分確保してあり、どこで配給を行いますか。

②屋内退避措置が継続している場合、応急給水等の措置をどのような方法で行いますか。

③水道水の摂取制限措置が長期間継続する場合、飲料水はどのような方法で、どの程度の量を確保しますか。

①②③ 飲料水に関しては応援協定を締結している水道事業体や他の水道事業体へ必要に応じて応援協力を求めて、応急給水を行うこととなります。食料は、企業との協定や他自治体との協定により確保することとなります。

#### 5. 医療機関の防災計画について

鳥栖市にある医療機関において避難が必要となった場合、各医療機関の避難先や避難経路・手段は具体的にどのように計画していますか。

県の地域防災計画では、30km圏内の医療機関に避難計画を作成することとされているため、本市の医療機関において避難計画は作成されておりません。

#### 6. 物資輸送の拠点となりうることについて

鳥栖市の交通インフラの整備状況や地理的条件を考慮すると、鳥栖市が、物資輸送等の拠点となる可能性があると考えられますが、そのような事態に対処するためにどのような計画を策定していますか。

熊本地震においても、本市にある流通センターが物資輸送拠点となりましたが、個別具体的な計画がなかったため、今後は国や県と調整を図りながら検討していくことになると考えています。

#### 7. 防災訓練について

原子力災害が発生した場合に備えて防災訓練を行う予定はありますか。行うとしたら、いつ、誰を対象に、どのような内容で行いますか。

原子力災害が発生したことを想定して、佐賀県において行われている原子力防災訓練に毎年参加しております。本訓練において、モニタリングポストの操作訓練、情報伝達訓練、避難者の受け入れ訓練等を行っております。

#### 8. 原子力災害対策に必要な費用について

① 原子力発電所事故が発生した場合に、原子力災害対策を実行するためにどの程度の費用が必要であると見積もっていますか。

② ①で必要な費用は誰が負担するのですか。

① 費用についての見積は行っていません。

② 費用については、原因者あるいは国において負担されるものと考えます。